

# 個人加入に関する規則

## 第1条（退職者連合規約との関係）

この規則は、退職者連合規約第12条、第13条にもとづき、地方および地域ならびに地区における個人加入の取り扱いについて定める。

## 第2条（加入について）

個人加入の範囲は、退職者、年金受給者とする。

## 第3条（加入・脱退の手続き）

加入は、地方退職者連合が設置する地方組織および地域組織ならびに地区組織への登録を条件とし、地方退連会長宛の書面による届出と第1回の会費納入をもって、会員資格を有することとする。なお地方組織および地域組織ならびに地区組織の「モデル規約」を別に示す。

## 第4条（会費）

会員は、地方組織および地域組織ならびに地区組織の諸活動のために会費を負担する。会費の額及び納入方法は、別に定める。脱退の際、すでに納入済の会費は返却しない。

## 第5条（機関での取り扱い）

地方組織および地域組織ならびに地区組織は、地方退連の構成組織とし、組織・運営、活動については、当該地方退連が責任を持つ。

## 第6条（その他の規定）

この規則で定めることのほか、個人加入の取り扱いについては、幹事会の定めるところによる。

## 第7条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、幹事会が判断する。

## 第8条（規則の改廃）

この規則の改廃は、幹事会において行う。

## 第9条（規則の発効）

この規則は、2015年7月15日より施行する。